

経営指導員採用試験等情報発信に係るホームページ作成事業  
委託業務 仕様書

1 業務名

経営指導員採用試験等情報発信に係るホームページ作成事業委託業務

2 目的

3団体（大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会）  
合同で経営指導員採用試験を実施しているが、現在は、各団体のホームページにおいて採  
用情報等を個別に周知している。このため、本業務は、3団体をまとめたホームページを  
作成するものであり、各団体の採用情報や事業内容及び職員の声等を効率的に発信し、認  
知度の向上を図るとともに、本ホームページからエントリー可能なシステムを構築するこ  
とで、受験申込の簡素化を行い、より多くの受験者数を確保することを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和4年11月30日までとし、ホームページの運用開始は、令和4  
年12月1日とする。

4 委託業務内容

受託事業者は、次に掲げる（1）から（13）の項目について、大分県商工会連合会（以  
下「本会」という。）と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、受託事業者として決定した際の企画提案  
書等に記載した事項のうち、本会の指示するものについては、契約書又は仕様書に追記す  
る。

（1）ウェブサイトの基本方針・機能

ア 就職活動を実施している者等が主な対象となることから、サイト全体のデザインは、  
若い方を意識したものとする。

また、写真やイラスト等を活用し、分かりやすく見やすいサイト構成とすること。

イ サイトのデザインはコンテンツを追加する可能性を考慮したデザインとすること。

ウ CMSを導入する等、「職員について」、「採用について」及び「エントリーページ」  
（サイトマップ参照）は、容易に更新・管理等が行えるシステム構成とすること。CMS  
の機能は、コンテンツに関して、本会の担当者がコンテンツ（募集要項等）の追加、  
変更、削除が行えることとする。

エ 各種OS及び各種ブラウザに対応し、閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ  
等がないこと。

オ PC、タブレット、スマートフォン等、各種の端末に対応する構成・デザインである  
こと。

- カ 効果的な SEO 対策を行うこと。
- キ 利用者がウェブページを印刷する際に、書式が崩れないよう配慮すること。
- ク エントリーページでは、3団体ごとに個人名、住所、学歴、職歴等の入力及び写真等の添付が行えるようにし、入力した内容は、メールで送信可能なものとする。メール送信先は、3団体とする。
- ケ アクセス数が確認できるようにすること。

## (2) ウェブサイトの基本構成

- ア サイトの基本構成は、別記1の「サイトマップ」をもとに、受託者が提案するものとし、本会と協議の上、詳細を検討すること。

## (3) 職員及び事業者への取材

- ア 「職員について」のコンテンツにおいて、本会指定の職員（5人）及び事業者（5者）に対し取材を行う。この際、就職活動中の学生等が、より働くイメージ等が湧くように紹介の方法（動画、写真等）については提案を行うこと。
- イ 取材に係る費用は委託料に含めること。
- ウ 取材にあたっては、本会と協議すること。
- エ 集めた素材（写真、映像等）の著作権は本会に帰属すること。
- オ 本コンテンツは、更新できるようにすること。

## (4) システム要件

- ア データセンターの基本要件
  - ・電源設備、防火設備、空調設備、入退室セキュリティ、耐震性・復旧性を重視し、高い信頼性を誇るデータセンターであること。
  - ・サイトの閲覧、ダウンロード等に支障がないよう大容量、高速回線を有し、回線・設備の冗長化構成を行っていること。
  - ・回線・設備の状況を常にチェックし、レスポンスを維持するために定期的に増強・保守を行っていること。
- イ レンタルサーバーの基本要件
  - ・信頼性、安定性、安全性を考慮し、データセンター内に運用・管理されること。
  - ・サーバー利用状況やリソース状況をもとに負荷を平準化させるサービスが提供されていること。
  - ・独自ドメイン、SSL、WAF機能が無料で提供されていること。
  - ・セキュリティ対策ソフトの導入が可能であること。
  - ・自動バックアップ機能を有し、容易にリカバリできること。
- ウ ウェブサイトの基本要件
  - ・全ページSSL化を行い、Googleの検索順位優遇効果に努めること。
  - ・外部からサイトの破壊、改ざん等が行われないようセキュリティ対策を行うこと。

- ・破壊、改ざん等が発見したときは、速やかに対応すること。
- ・業務履行期間内に軽微な修正・追加を本会が要望する場合は、速やかに内容を協議の上、対応すること。
- ・訪問数、各ページのサイト時間等を分析するため、Web解析ツールを導入可能とすること。

(5) ウェブサイトの保守及び運営

- ア 業務履行期間内に軽微な修正・追加を本会が要望する場合は、速やかに内容を協議の上、対応すること。

(6) 業務の実施計画

業務スケジュールは、契約締結後、速やかに詳細な計画書（スケジュール、実施内容等を記載）を本会に提出すること。また、業務の実施にあたっては、本会と十分協議したうえで行うこと。

(7) 検収完了条件

令和4年11月30日までに本会立ち合いのもと、エントリーフォーム及び本サイトの動作確認を実施し、合格すること。

(8) 委託費用の支払い

すべての業務が完了し、本会の実施する検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。

(9) 著作権等に関すること

委託業務における成果品の著作権は、本会に帰属する。

(10) 業務の適正な実施に関する事項

ア 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

イ 管理業務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三社に及ぼした損害含む）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が本会の責めに帰する事由による場合においてはこの限りではない。

ウ 守秘義務

受託者は、本委託業務において知り得た情報を厳重に管理し、関係者以外に漏らしてはならない。又、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本仕様で定めた契約期間が終了した後であっても同様とする。

## エ 立入検査等

本会は、事業の執行の適正を期する必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

### (11) 瑕疵担保責任

本委託業務において、受託者が作成し、かつ本会が承認した文書との不一致や不具合が検収完了後1年以内に発見された場合は、本会と協議のうえ、受託者は無償で是正措置を行うこと。

### (12) 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

#### ア 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本会は契約の取消しができる。そのために、本会に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

#### イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本会及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

### (13) その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。